

阿賀野市告示第 194 号

阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 10 月 2 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、こどもを生み育てやすい環境の整備のため、放課後児童健全育成事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）が行う放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）のサービス拡充に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、阿賀野市補助金等交付規則（平成 16 年阿賀野市規則第 56 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる実施団体は、市内の放課後児童クラブを運営する事業者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象となる経費は、放課後児童クラブの支援拡充に要する経費で、別表の対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、次の各号により算出した額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 放課後児童クラブにおける補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額

(2) 別表の基準額の欄に掲げる額

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする実施団体は、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請内容を変更しようとする実施団体は、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、変更内容を審査し、適当と認めたときは、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた実施団体は、事業が終了したときは、速やかに阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により事業の完了に係る報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による額の確定を行ったときは、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 前条の規定により補助金を返還する必要があるものは、通知を受けてから30日以内に市に返還しなければならない。

- 2 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明した場合は、市長は補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月2日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業名	対象経費	基準額
放課後児童クラブ支援拡充事業	新潟県が定める新潟県放課後児童クラブ等支援交付金交付要綱に基づく事業に要する経費	1施設当たり40万円

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 令和6年度以前から実施している事業に係る経費
- (2) 施設整備や改修等に係る経費

第 1 号様式(第 5 条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

(クラブ)

年度阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付申請書

年度において、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業について補助金 円
を交付されるよう、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱第5条の規
定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 所要額調書
- 3 収支予算書
- 4 その他参考となる書類

年度阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付決定通知書

住所

法人名

代表者名 様

年 月 日付で申請のあった補助金について、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

阿賀野市長 印

1 補助事業に要する経費及び交付決定額

補助事業に要する経費	円
交付決定額	円

2 交付決定の内容

この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年
月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。

3 この補助金は、次の法令等の適用を受けるものである。

- (1) 阿賀野市補助金等交付規則
- (2) 阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱

4 交付の条件

阿賀野市補助金等交付規則第 6 条による。

第 3 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

(クラブ)

年度阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった標記事業について、その内容を変更したいので、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引今回申請額	円

関係書類

- 1 事業変更計画書
- 2 変更所要額調書
- 3 収支予算書
- 4 その他参考となる書類

年度阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金変更交付決定通知書

住 所

法人名

代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更交付について、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により次のとおり決定したので通知する。

年 月 日

阿賀野市長 印

1 補助事業に要する経費及び交付決定額

区 分	前回決定額	今回決定額
補助事業に要する経費	円	円
交付決定額	円	円

2 交付決定の内容

この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。

3 この補助金は、次の法令等の適用を受けるものである。

- (1) 阿賀野市補助金等交付規則
- (2) 阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱

4 交付の条件

阿賀野市補助金等交付規則第 6 条による。

第 5 号様式(第 8 条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

(クラブ)

年度阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業が完了したので、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 精算額調書
- 3 収支決算書
- 4 その他参考となる書類

年度阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金交付額確定通知書

住所

法人

代表者名 様

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、阿賀野市放課後児童クラブ支援拡充事業補助金要綱第8条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日
阿賀野市長 印

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円